

平成30年7月18日

## 夏季休業中の生活について

埼玉県立大宮東高等学校生徒指導部

- 1 高校生の本務は学習であり、夏季休業中といえども目標を持って生活し、大宮東高生であることを自覚し行動すること。
- 2 登校する際は、服装(制服)を整え、集合時間や下校時間などを守ること。
- 3 規則正しい生活を送り、健康に注意すること。暴飲暴食を避け、夜ふかし・朝寝坊をしない。一度、生活のリズムが狂うと2学期に戻らなくなる。
- 4 交通事故に注意すること。加害者、被害者になってからでは取り返しのつかないこともある。自転車乗車中のイヤホン、傘差し、2人乗りは厳禁。**\*道路交通法改正され厳罰化。**
- 5 不審者に注意すること。夜遅くなる場合は、なるべく複数で比較的人通りの多い明るい道を通って帰ること。
- 6 バイクに乗らない。乗せてもらわない。免許をとらない。発覚しだい問題行動として扱う。
- 7 特別な理由がある場合のみ、アルバイトを次の条件で認める。事前に許可願を担任および生徒指導部に届け出ること。
  - ・アルバイトの目的が明確であり保護者が同意していること
  - ・就労時間が学習に支障がないこと
  - ・職種が適切であること次の場合は許可しない。
  - ・成績不振の者
  - ・長期間および夜間に渡る場合
  - ・風紀上好ましくない職種の場合
- 8 旅行等(海水浴、キャンプ等を含む)をする場合は、家庭に行き先等を明確にし、連絡がとれるようにしておくこと。なお、登山を計画する場合は本校HP掲示板にあるスポーツ庁からの通知「夏登山の事故防止について」を熟読の上、万全の態勢を整えること。
- 9 いかなる場合も、飲酒・喫煙・薬物乱用は厳禁。発覚しだい問題行動として扱う。
- 10 携帯電話の使用マナーに注意すること。悪質有料サイトやワンクリック詐欺、出会い系サイトにアクセスしない。SNSやツイッター、ライン等で他人の誹謗中傷や写真を勝手に載せない。
- 11 生徒指導に関わる行為が発覚した場合は、休業中といえども登校し、指導の対象とする。
- 12 次に該当することが起きた時は、すぐに学校に連絡すること。
  - ・不慮の事故や災害にあった時
  - ・家庭に不幸があった時
  - ・その他、学校へ連絡をしなければならない事態が発生した時TEL 048-683-0995
- 13 9月3日(月)は、8時25分までに元気に登校すること。